



スタートブック

マンガで分かる

法学



## まえがき

「法学って、難しくてとっつきにくい…」分厚いテキストを前に、  
ため息をついていませんか？

安心してください。最初は誰でも、押し寄せる法学の専門用語の荒波に揉まれ、戸惑ってしまうものです。でも、法学は決して退屈な暗記科目ではありません。私たちの生活や、皆さんが直面する現場のリアルな問題と密接に結びついている、とてもエキサイティングな学問なのです。

「今までにない方法で、法学のおもしろさを伝えたい！」そう思って作ったのがこの「マンガで分かる法学の要点まとめノート」シリーズです。本シリーズは、雑誌『警察公論』付録（令和7年5月号～7月号）として連載され、多くの反響をいただき、ついに待望の単行本化を果たしました。

本書は、法学へのハードルをぐっと下げるために、法学の基本的で重要なテーマについて、最後までマンガたっぷりで解説しています。

「どうせ、よくある先輩警察官と後輩警察官の掛け合いみたいな学習マンガなんでしょ？」いいえ、違います。

本書では、ちょっとおちゃめなベテラン刑事「警部」と、ひょうきん者だが警部を守るために身を投げ出す覚悟を持つ「ゴースト」という唯一無二のボディが、現代のニューヨークを彷彿とさせる都市を舞台に大活躍します。さらに、連載時には明かされなかった2人の出会いの秘話を描くマンガ「Episode:0」を完全新規書き下ろしで特別収録しています。

彼らが巻き込まれるファンタジーな事件や、クスッと笑えるやり取りを楽しみながら読んでみてください。文字を読むだけではイメージしづらい法学の世界も、彼らと一緒にもしろおかしく考えることで、自然と頭に入ってくるはずですよ。

分厚いテキストとの格闘は、ひとまず置いておきましょう。まずは警部とゴーストと一緒に、法学のエッセンスを楽しくつかんでみませんか？

皆さんの学習の道のりが、最高にワクワクするものになりますように！

令和8年5月吉日

昇任試験対策室 室長 カメッチ先生

# 登場人物紹介

Characters

KEIBU



## 警部

この道30年のベテラン刑事。卓越した法律知識と推理力で犯人を追い詰める。責任感が強くまじめだが、おちゃめなところもあり、皆に慕われている。好物はアップルパイ。趣味はクラシックカー。ゴーストは唯一無二のボディ。

## ゴースト

男性のゴースト。  
とある理由があってこの世界にとどまっている。いたずら好きのお調子者だが、警部を守るために身を投げ出す覚悟がある。好物はアップルパイ。趣味はジュエリー。  
警部は唯一無二のパディ。



## STEP 1

### 各 Lesson にマンガを掲載

各 Lesson で扱うトピック(🔗)の入り口になるマンガです。ちょっと不思議なゴーストと警部の物語が、とっつきづらい法学の世界を楽しく分かりやすくしてくれます！

法学では難しい専門用語や考え方が出てくることが多く、文字を読むだけではイメージをつかみづらいと悩むことがあるかと思います。そんなときはSTEP 1 のマンガのように、脳内でオリジナルキャラを作り出して、おもしろおかしく考えるのがおすすめです。

## STEP 2

### 要点まとめノート

各 Lesson で扱うトピック(🔗)を解決するために必要な知識の要点をQ&Aで簡潔にまとめています。難しい言葉も噛み砕いて、易しく書かれています！

ふつうの教科書では、まず一般論を示した後にトピックの解説をすることが多いのですが、一般論を抽象的に示されても何のことやらという方も多いと思います。STEP 2 ではあえて一般論にこだわらず、トピックを解決するための最小限の知識の要点を示し、具体的なイメージを持ってもらうことにこだわりました。

## 刑法 02 故意

🔗 狙った相手以外に弾が当たってしまったら？



18

刑法 | 02

### 要点まとめノート

**Q1** マンガのように、故意の内容（ゴーストに射撃して殺傷すること）と実際に発生した結果（無関係の通行人を殺傷すること）が異なる場合、通行人に対する故意は認められますか？

**A** 判例は、故意の内容と、実際に発生した結果（思っていたのと違う結果）が、**同一の構成要件内（同一の犯罪内）**に収まっている場合は、故意が認められるとしています（最判昭和55.7.28）。ある犯罪の故意を有しているなら、たとえ思っていたのとは違う結果を生じたからといって故意を否定するべきではないからです。ちなみに、この場合を**具體的事実の錯誤**と呼んでいます。マンガでは、通行人に対する殺人の故意が認められそうです。なお、通行人はおそらく死んでいないので、最終的には殺人未遂罪となるでしょう。

**Q2** 犯人が1人を殺すつもりで発砲したのに2人を死傷させた場合でも、2人に対して故意を認め、殺人（未遂）罪を2人に成立させてよいでしょうか？

**A** 判例（前掲最判昭和53.7.28）は、犯人が強盗の手段として殺人の故意で銃弾を発射して犯人の意思した者に対して傷害を負わせたほか、犯人の予測しなかった者に対しても傷害を負わせたときは、後者に対する関係でも強盗殺人未遂罪が成立するとしています。マンガで、仮にゴーストが傷害を負ったならば、ゴーストに対する殺人未遂罪と、通行人に対する殺人未遂罪が成立するでしょう。なお、そもそもゴーストは生きている人間ではないので殺人罪が成立しないのではないかと疑問を抱きかけておきましょう。

要点まとめノート 19

刑法 02 故意

この本は、法学が苦手な人でもすいすい読めて、4STEPでいつの間にか法学のコツをつかめる、今までにないワークブックです！

STEP3

## ＋ワンポイント教養

トピック🔗から一歩進んだ知識をゲットしましょう。警部がアドバイスをくれることもあります。フローチャートや図表で、試験に役立つポイントが効率良くおさえられます！

トピック🔗で学んだ知識をもとに、少し発展的な問題に取り組むための情報を掲載しています。STEP3では、図表などを多用し、発展的な知識でもビジュアルに分かりやすく学習してもらうことになりました。

STEP4

## ◎×クイズ

各Lessonには、学んだことをすぐにチェックできる一問一答の◎×クイズがついています。初めは「要点まとめノート」や「＋ワンポイント教養」を調べながらでもいいので、すらすら解けるまで繰り返しましょう！

STEP4の問題が解けたら、警察公論10月号付録「でる順SA」をはじめとした問題での練習にステップアップしてみましょ。本書で取り扱っていないトピックも、STEP1～4の手順で学んでみるのがおすすめです。

刑法 | 02

### ＋ワンポイント教養

＋OnePoint

#### 事実の錯誤


● 具体的事実の錯誤

	具体例	故意	成立する罪
客体的錯誤	Aを殺すつもりで殺害したところ、実は別人のBで、Bが死した	人を殺すという認識がある	殺人罪→B
方法的錯誤	Aを殺すつもりでAに向けて発射したが、弾丸が外れてBに当たって死させた	人を殺すという認識がある	殺人罪→B 殺人未遂罪→A
因果関係の錯誤	Aを溺死させようと橋から突き落したところ、Aは橋脚に頭を打ち付けて死した	人を殺すという認識がある (錯誤は、予知できる因果経路の範囲内にとどまる)	殺人罪→A

● 抽象的事実の錯誤

	具体例	故意	成立する罪
客体的錯誤	犬だと思って殺したところ、実は親族の子供Aで、Aに怪我させた	人の身体を傷害するという認識はない	(過失が認められ) 過失傷害罪→A
方法的錯誤	犬に向かって殺したところ、犬に当たらずそばにいた子供Aに命中して怪我させた	過失犯の成否を検討	(過失が認められ) 過失傷害罪→A

故意の内容と実際に発生した結果が、同一の犯罪内に収まらない場合は**抽象的事実の錯誤**というんだ。  
この場合、生じた結果について故意は全くないので、**罪罰として故意犯は成立せず**。過失犯が成立するにこだまる(思っていた犯罪については、未遂犯の処罰規定があれば、未遂犯の成否を検討しよう)。



20

刑法 | 02

### ◎×クイズ

(1) 故意の内容と実際に発生した結果が異なる場合でも、それが同一構成要件内に収まっている場合は、故意が認められる。

(2) 認識事実と発生事実とが同一構成要件の範囲に当たる場合を抽象的事実の錯誤といい、異なる構成要件に当たる場合を具体的事実の錯誤という。

(3) Aを殺す目的で、BをAだと誤信して殺した場合は、具体的事実の錯誤に当たり、故意は認められず過失犯の成否が問題となる。

刑法 02 故意

解説と解説

(1) ○ 具体的事実の錯誤に当たる。  
(2) × 具体的事実の錯誤と抽象的事実の錯誤の説明が定である。なお、枝文のように、「故意の内容と実際に発生した結果」が「認識事実と発生事実」と言い換えられたり、「同一構成要件内に収まる」が「同一構成要件の範囲に当たる」などと思いつめられたいりするのご注意ください。  
(3) × 「故意は認められず過失犯の成否が問題となる」は誤り、枝文は、具体的事実の錯誤のうち客体的錯誤であり、Bに対する殺意が認められる。

◎ 要点まとめノート 21

## Contents

### [ 刑法編 ]

Lesson01	正当防衛	14
Lesson02	故意	18
Lesson03	実行の着手時期	22
Lesson04	共同正犯	26
Lesson05	間接正犯	30
Lesson06	公務執行妨害罪	34
Lesson07	放火罪	38
Lesson08	暴行罪	42
Lesson09	逮捕・監禁罪	46
Lesson10	不同意性交等罪	50
Lesson11	窃盗罪(1)	54



<b>Lesson12</b>	窃盗罪(2).....	58
<b>Lesson13</b>	強盗罪.....	62
<b>Lesson14</b>	詐欺罪.....	66

## [ 刑事訴訟法編 ]

<b>Lesson01</b>	自首.....	72
<b>Lesson02</b>	検視.....	76
<b>Lesson03</b>	現行犯逮捕.....	80
<b>Lesson04</b>	準現行犯逮捕.....	84
<b>Lesson05</b>	たぐり捜査と現行犯逮捕.....	88
<b>Lesson06</b>	軽微犯罪の現行犯逮捕.....	92
<b>Lesson07</b>	逮捕後の措置.....	96
<b>Lesson08</b>	令状による捜索・差押え(1).....	100

<b>Lesson09</b>	令状による搜索・差押え(2)……………	104
<b>Lesson10</b>	令状によらない搜索・差押え(1)……………	108
<b>Lesson11</b>	令状によらない搜索・差押え(2)……………	112
<b>Lesson12</b>	嚙下物の搜索・差押え……………	116
<b>Lesson13</b>	領置……………	120
<b>Lesson14</b>	自白……………	124

## [ 憲法編 ]

<b>Lesson01</b>	肖像権と犯罪捜査……………	130
<b>Lesson02</b>	取材活動と犯罪捜査……………	134
<b>Lesson03</b>	緊急逮捕の合憲性……………	138
<b>Lesson04</b>	政教分離の原則……………	142
<b>Lesson05</b>	集会の自由……………	146
<b>Lesson06</b>	人身の自由……………	150



## [ 行政法編 ]

Lesson01	職務質問	156
Lesson02	所持品検査	160
Lesson03	凶器捜検	164
Lesson04	保護	168
Lesson05	避難等の措置	172
Lesson06	犯罪の予防・制止	176
Lesson07	立入り	180
Lesson08	武器の使用	184

## [ Episode:0 ]

~警部とゴーストのはじまりの物語~	190
-------------------	-----



[ 刑法編 ]



# 👉 正当防衛でやりすぎてしまったら？





## 要点まとめノート

## Q1

正当防衛（刑法36条1項）が成立する要件はなんですか？

A ①急迫不正の侵害、②自己又は他人の権利を防衛するため、③やむを得ずにした、という3つの要件が必要です。

マンガでは、襲い掛かってきた犯人から警部を守るため、ゴーストが強盗に暴行を加えています。ですから①②の要件は満たしそうです。

## Q2

正当防衛でやりすぎてしまった場合はどうなるのでしょうか？

A ③やむを得ずにしたという要件が問題になりそうです。これは、反撃（防衛）行為が権利を守るために必要で、方法が相当であることを意味します。相当とされる程度を超えた防衛行為は過剰防衛として違法となりますが、刑が減輕又は免除されることがあります。

マンガでは、襲い掛かってきた武器を持つ2人組に対し、ゴーストは武器なしで1人で応戦しています。また、その後ゴーストはこれ以上の暴行を止めているので、相当とされる程度を超えない反撃といえます。

## Q3

例えば、刃物で切りつけられそうになったため相手を手で押したところ、相手が転倒して打ち所が悪く怪我を負った場合、防衛行為は相当とされますか？

A 反撃行為が防衛手段として相当とされる場合は、反撃行為によって生じた結果が侵害されようとした法益（生命や身体など）よりたまたま大きなものとなっても、反撃行為が正当防衛でなくなるわけではないとされています（最判昭44.12.4）。

反撃行為から生じた結果の大小は、相当性に直接は関係ないということです。よって、Q3のような場合でも反撃行為は相当とされるといえるでしょう。

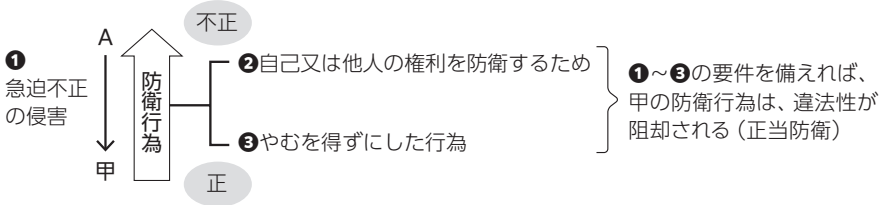
プラス /

# + ワンポイント教養



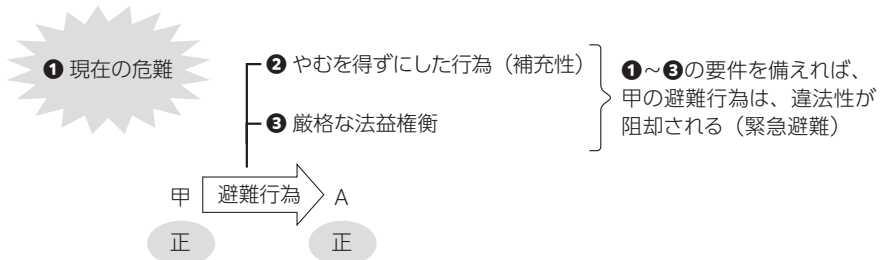
+ OnePoint

## 正当防衛



+ OnePoint

## 緊急避難



正当防衛とよく似たものとして、緊急避難（刑法37条1項）がある。両者の大きな違いは、正当防衛の場合は「正 vs 不正」、緊急避難の場合は「正 vs 正」であることなんだ。

緊急避難では相手の行為も「正」なので、「不正」な行為に対する正当防衛よりも成立要件が厳しくなるというイメージを持っておくといいぞ。



解いてみよう！

刑法 | 01

◎ × クイズ



- (1) 正当防衛が成立するためには、①急迫不正の侵害、②自己又は他人の権利を防衛するため、③やむを得ずにした、という3つの要件が必要である。
- 
- (2) 正当防衛における「やむを得ずにした」とは、反撃行為が権利を守るために必要で、方法が相当であることを意味する。
- 
- (3) 正当防衛行為は正当行為であることから、相手方の正当防衛行為に対しても正当防衛を行うことができる。
- 
- (4) 正当防衛に比べて、緊急避難の成立要件は緩やかになる。

解答と解説

- (1) ○ ①～③の要件を備えれば、違法性が阻却される（なくなる）。
- (2) ○ 相当とされる程度を超えた防衛行為は過剰防衛として違法となるが、刑が軽減又は免除されることがある（刑法36条2項）。
- (3) × 「相手方の正当防衛行為に対しても正当防衛を行うことができる」は誤り。正当防衛行為は違法性が阻却されるため「正」となるので、相手方の正当防衛行為に対して正当防衛を行うことはできない。相手方の正当防衛行為に対して行うことができるのは緊急避難である。
- (4) × 「緩やか」は誤り。緊急避難の要件は、正当防衛に比べて厳格である。これは、緊急避難が、「正対正」の関係で成立するものであり、緊急避難によって侵害される利益を保護する必要性が高いからである。

[ 刑事訴訟法編 ]



# 犯罪があったことが 分かっているにも自首になる？





## 要点まとめノート

## Q1

自首はどのような場合に成立しますか？

**A** 自首は、①犯罪が捜査機関に**発覚する前**に、②犯人が**自発的**に捜査機関に対して犯罪を申告して処分を委ねることによって成立します。

①の「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪と犯人の**両方**を認知する前とされています。ですので、犯罪は認知されているけれども犯人が誰であるか不明な場合に犯人が犯罪の申告を捜査機関に行ったときは、「発覚する前」に当たります。

なお、犯罪と犯人の両方が認知され、犯人の所在だけ不明である場合は「発覚する前」には含まれないので（最判昭24.5.14）注意しましょう。

## Q2

マンガのケースでは自首が成立しますか？

**A** マンガでは、犯人が誰なのか警部は分かっていないようです。警察署全体でも犯人が分かっていないとすると、捜査機関が犯人を認知する前といえ、①はクリアしそうです。

②の**自発的**に当たるかは難しい判断です。判例は、警察官に犯罪の疑いを掛けられて職務質問された結果、しぶしぶ犯罪を申告したような場合には自発性が認められないとしています。一方、交番の周りをうろろうしていた人物に警察官が「どうしたのですか？」と声をかけたところ犯罪を申告したケースでは、自発性を認めているものもあります。

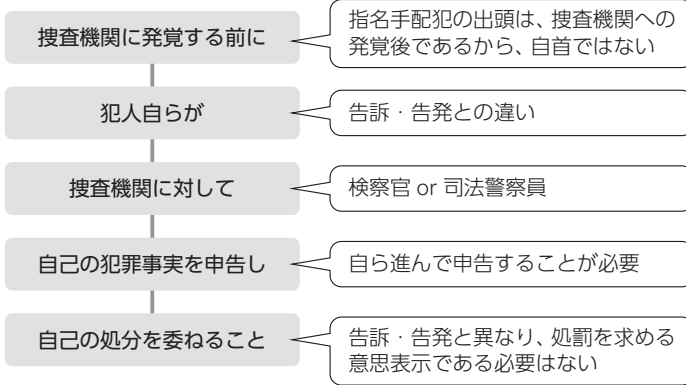
マンガでは、出頭のきっかけとなった声掛けや説得を行ったのは、警察官ではないゴーストであり、上記の点について問題はなさそうです。また、犯人が暴れたりすることなく警察署まで出頭して犯罪を申告しているとすれば、自発性が認められ、②もクリアしているといえるでしょう。

# ＋ ワンポイント教養



+ OnePoint

## 自首のポイント



+ OnePoint

## 自首と告訴の比較

共通点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○告訴・告発の方式、手続の規定が準用される。</li> <li>○自首は告訴・告発と異なり、口頭で行われるのが通常であるから、自首を受けた検察官又は司法警察員は、自首調書を作成しなければならない(犯捜規64条1項)。</li> <li>○司法警察員が自首を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠品を検察官に送付しなければならない(刑訴法245条、242条)。</li> </ul>
相違点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自首には、期間の制限はない。</li> <li>○自首には、取消しは認められていない。</li> </ul>

自首には告訴・告発の方式・手続の規定が準用されるので、告訴・告発との共通点が多いのだが、自首には期間の制限がないし、取消しは認められていない。

似たような制度を勉強するときは、共通点と相違点に着目して整理するといいいんだ。



／ 解いてみよう！ ／

◎ × クイズ



- (1) 自首が成立するためには、犯罪が捜査機関に発覚する前に犯罪を申告する必要があるところ、「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪又は犯人を認知することをいう。

---

- (2) 警察官からの職務質問に際して種々弁解し、その後ようやく犯行を自供したような場合は自首に当たらない。

---

- (3) 自首の受理機関は検察官と司法警察員だけであり、司法巡査は自首を受理する権限を有しない。

解答と解説

- (1) × 「又は」は誤り。「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪と犯人の両方を認知する前のことをいい、論理的には「又は」ではなく「かつ」が正しい。
- (2) ○ 最判昭29.7.16。このほか、うろろうしているところを派出所に任意同行され犯行を自供した場合（東京高判昭28.4.10）、取調べ中に「ほかに犯した罪はないか」旨の問いを受けて新たな犯行を自供した場合（東京高判昭43.4.22）も、自首に当たらない。
- (3) ○ 司法警察員にだけ認められ司法巡査には認められていない権限は、刑訴法のSAで頻出テーマである。問題文の例のほか、各種令状の請求（緊急逮捕状は除く）、逮捕被疑者の釈放又は送致、告訴・告発の受理、事件の送致・送付、押収物の処分、代行検視などがある。

[ 憲法編 ]



# 👉 放火現場の野次馬を撮影することはできる？





## 要点まとめノート

### Q1

肖像権とは何ですか？

**A** 正当な理由もないのに、捜査機関などによって**個人の容貌・姿勢を撮影されない権利**のことで、判例で認められているものです（最大判昭44.12.24）。肖像権は、幸福追求権（憲法13条）をもとに、プライバシー権の一環として、憲法に明記されていない新しい人権の一つとして認められています。

### Q2

犯罪捜査のために個人の姿を撮影することはできますか？

**A** 判例は、捜査機関が犯人の同一性を確認するために公道上やパチンコ店内において犯人の容貌等をビデオ撮影した（無令状・同意なし）ことの適法性について、

- ① 捜査目的を達成するため（**目的の正当性**）
- ② 必要な範囲において（**撮影の必要性**）
- ③ 相当な方法によって行われたもの（**撮影方法の相当性**）

であれば、撮影を行う合理的理由があるため捜査活動として適法だとしています（最決平20.4.15）。

### Q3

マンガのケースの撮影は適法ですか？

**A** ①放火犯は現場に戻るという経験則から、野次馬の中にいる可能性がある放火犯を捜査する正当な目的で行われたものです。②野次馬の動きは流動的なので、撮影により証拠保全する必要があります。③公道は、通常、他人から姿を見られることは許容せざるを得ない公共の場所ですので、相当な方法の撮影といえます。

したがって、撮影は適法といえます。

プラス /

憲法 | 01

## + ワンポイント教養



+ OnePoint

### 防犯カメラと肖像権の問題

目的の正当性

+

撮影の必要性

+

撮影方法の相当性

○東京高判昭63.4.1「山谷地区監視カメラ事件」  
○最決平20.4.15

	防犯カメラ撮影が適法とされるポイント
①目的の正当性	犯罪捜査以外に録画画像等を用いないこと
②撮影の必要性	証拠保全の必要性があること
③撮影方法の相当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他人から姿を見られることは許容せざるを得ない公共の場所で行われていること</li><li>・ 防犯カメラが設置されていることが表示されていること</li><li>・ 録画画像等の保存が必要最低限度にとどまること</li></ul>

肖像権と犯罪捜査の関係は、憲法の論文試験で頻出のテーマなんだ。その中でも最近よく見る問題は、防犯カメラによる撮影と肖像権との問題だ。そのような問題に出くわした場合、答案作成のコツとして、上記の図に書かれているポイントに着目するといいぞ。



／ 解いてみよう！ ／

憲法 | 01

◎ × クイズ



- (1) 警察官が正当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。

---

- (2) 肖像権は、憲法に明記された権利である。

---

- (3) 警察官が、犯人の同一性を確認するため、公道上やパチンコ店内において犯人の容貌等を令状なく、同意なしにビデオ撮影した行為は違法である。

憲法  
01

肖像権  
と  
犯罪  
捜査

#### 解答と解説

- (1) ○ 判例は、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌等を撮影されない自由を有するとした上で、警察官が、正当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないとする（最大判昭44.12.24）。
- (2) × 「憲法に明記」は誤り。肖像権は、憲法に明記されていないが、幸福追求権（憲法13条）をもとに、新しい人権の一つとして認められている。
- (3) × 「違法」は誤り。判例は、問題文類似の事案について、①捜査目的を達成するため、②必要な範囲において、③相当な方法によって行われた撮影であれば、合理的理由が認められ、捜査活動として適法としている（最決平20.4.15）。

[ 行政法編 ]



# 👉 職務質問で相手を停止させることはできる？





## 要点まとめノート

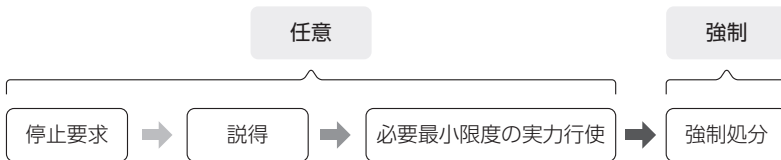
## Q1

職務質問の相手の腕に手を掛けるなどして停止させることはできますか？

**A** 不審者等に対する職務質問（警職法 2 条 1 項）は**任意**手段であるため、職務質問における停止は原則として相手方に協力を求める方法によるべきであり、停止を強制することは認められません。

ただし、相手方が停止要求に従わない場合や一旦停止したが立ち去ろうとするような場合は、停止に応じるよう**説得**することができます。

さらに、必要性の高い場合には、相手方の腕に手を掛けて停止させるなど、**必要最小限度**の実力行使が認められます（最決昭 29.7.15）。



## Q2

マンガでの警部の停止行為は適法ですか？

**A** 男は覚醒剤常用者と思われ、質問に応じず逃走しようとするなど不審性が高く、職務質問の対象といえます。

次に、どの程度までであれば「必要最小限度」といえるかは判断が難しいところですが、逃走しようとする不審者の肩や服の袖等をつかんで停止させる程度であれば適法とした判例があります（東京高判昭 60.9.5）。

したがって、警部の停止行為は適法といえるでしょう。

＋ ワンポイント教養



+ OnePoint

職務質問における停止行為の適法性

適法とされた行為	違法とされた行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 逃走しようとする者の前に立ち塞がる行為（広島高判昭51.4.1）</li> <li>○ 自転車の荷台を押さえて質問を継続する行為（東京高判昭55.9.4）</li> <li>○ 逃走しようとする相手方の肩や服の袖等をつかむ行為（東京高判昭60.9.5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「止まらなければ逮捕する」、「逃げると撃つぞ」と威嚇する行為（大阪地判昭43.9.20）</li> <li>○ 後から抱きとめ、転倒させ、数人がかりで押さえつけ、手錠を掛ける行為（大阪高判昭59.8.1）</li> <li>○ 数分間にわたり、ズボンの後ろをベルトと一緒に持ち、首をつかんでパトカーに乗車させる行為（大阪地判平2.11.9）</li> </ul>

どの程度の実力行使であれば必要最小限度にとどまるのか判断は難しいが、逮捕に類似するような實力行使は違法とされやすく、避けるべきといえるだろう。



／ 解いてみよう！

行政法 | 01

◎ × クイズ



- (1) 職務質問に答えない者に対して、繰り返し質問したり答えるように説得したりすることは、極端に威圧的にならない限り認められる。

---

- (2) 警察官は、職務質問を目的として、相手方の停止のための実力行使をすることができる。

---

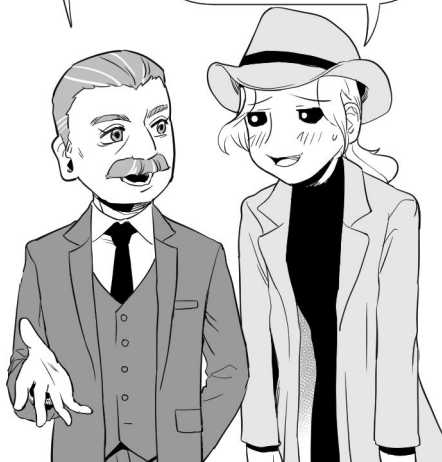
- (3) 職務質問の際に停止しない相手を、後から抱きとめ、転倒させ、数人がかりで押さえつけ、手錠を掛ける行為は適法である。

解答と解説

- (1) ○ 判例は、質問に答えない者に対しては、停止を求め、質問を繰り返すことが許されるとしている（広島高判昭51.4.1）
- (2) ○ 説得に応じようとしなない相手方の不審性が強く、停止させて職務質問を行う高度の必要性や緊急性がある場合には、説得に必要な限度で一時的に実力を行使することも許容される（最決昭29.7.15）。
- (3) × 「適法」は誤り。職務質問で必要最低限度の実力行使が認められるといえども、問題文のような逮捕に類するような実力行使が行われた場合は違法である（大阪高判昭59.8.1）。

私たちの出会ったきっかけが  
目覚められるそうだよ

オィオィ、照れてさいな

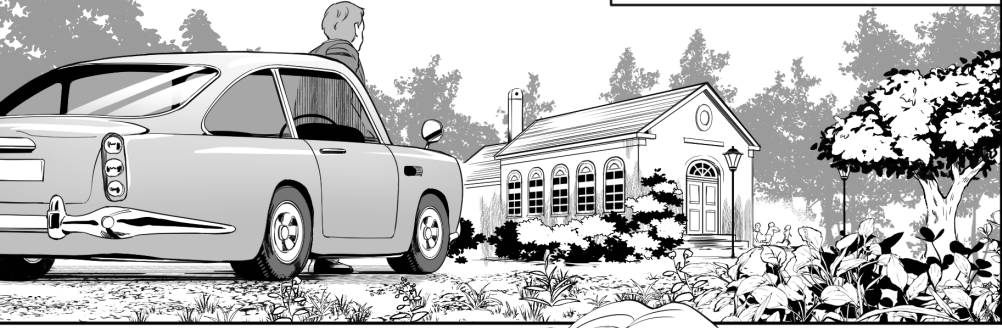


# [ Episode : 0 ]

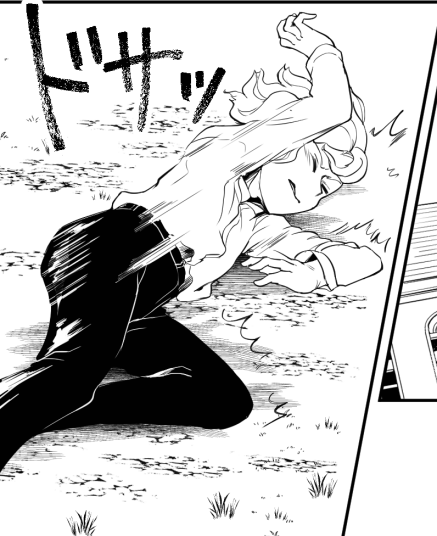
～警部とゴーストの  
はじまりの物語～



19××年 聖マリア孤児院



アーサー、この  
告げ口野郎!!



腰抜けのくせに  
ヒーロー気取りやがって

だっせえんだよ!



もしかして親父のマネしてんのか？

お前の親父  
警官だったんだよな？  
死んじゃったけど！

正義気取りで  
出しゃばりすぎて  
犬死にしたんだ！

そう…ぼくの父さんは  
警察官だった

ある犯罪組織を  
追っていたと  
——死んだ後に聞いた

ぼくは何も知らなかった

父さんと母さんが殺されるその日まで——



まったくしょうもない  
負け犬人生だな

その血を引いてる  
お前も負け犬だ!



痛い

正しくあろうとしても  
ぼくの味方なんて  
もう誰もいない

誰も——

そこまでだ

